

令和 7 年厚木市農業委員会 1 月定例総会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 27 日 月曜日 午後 3 時から午後 3 時 30 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

2 番 早 川 暁

3 番 内 海 則 行

4 番 井 上 慎 一

5 番 曾 根 義 久

6 番 高 澤 友紀子

7 番 鈴 木 好 弘

8 番 三 橋 澄 夫

10 番 大 矢 和 人

11 番 中 丸 豊

12 番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 9 番 清 田 徳 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 5 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 6 件）
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について（報告 1 件）
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 6 件）
- 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に係る許可申請について（2 件）
- 6 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（1 件）
- 7 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について（24 件）

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

9番の清田徳治委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和7年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、11番の中丸豊委員、12番の松前進委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、12月11日から1月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、4筆、面積は806平方メートルでございます。

法第5条につきましては、2件、2筆、面積は1,444平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、5件、6筆、面積は2,250平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月11日から1月10日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ17筆、面積は延べ6,672.84平方メートルでございます。あっせん希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

証明願提出者は、下荻野にお住まいのAさんです。

令和6年4月1日、父のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下荻野字妙見谷1筆、同字六反3筆、同字子合際2筆及び同字石神1筆、登記地目は畑及び田、合計面積は3,540平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は6件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、猿ヶ島にお住まいのCさん、対象地は猿ヶ島字橋戸1筆、登記地目は田、面積は188平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成元年頃から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。続いて2番でございます。

証明願の提出者は、愛川町春日台4丁目にお住まいのDさん、対象地は上荻野字原谷2筆、登記地目はともに畑、合計面積は476平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成20年頃に周辺の開発に伴い、進入路の一部となり、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曽根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、下荻野にお住まいのEさん、対象地は下荻野字山中1筆、登記地目は畑、面積は67平方メートルでございます。

当該地につきましては、位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないため、現在に至ります。

これらの経過を踏まえ、曽根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、七沢にお住まいのFさん、対象地は小野字赤坂1筆、登記地目は畑、面積は39平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和52年頃から、山林の一部となり、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願の提出者は、座間市新田宿にお住まいの被相続人Gさんの死因贈与執行者Hさん、対象地は中依知字西河原1筆、登記地目は畑、面積は142平方メートルでございます。

当該地につきましては、当該地につきましては、昭和19年頃から河川敷の一部となり、現在に至っているもので、平成27年度固定資産税評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。最後に6番でございます。

証明願の提出者は、温水にお住まいのIさん、対象地は温水字宮原1筆、登記地目は畑、面積は244平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年頃から住宅敷地の一部として使用しており、現在に至っている

もので、平成27年度固定資産税評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川曉委員に資料及び現地を確認いただいたものです。
説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は飯山字上尾2筆、現況地目はともに畑、合計面積は872平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのJさんで、受人は飯山にお住まいのKさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人、配偶者、両親及び祖父母の6人です。

続いて2番でございます。

対象地は上荻野字王子原1筆、同字清田谷1筆及び同字上之原1筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,338平方メートルです。

渡人は上荻野にお住まいのLさんで、受人は上荻野にお住まいのMさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人、配偶者、及び母の3人です。

なお、1番及び2番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 5、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程 6、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は 1 件でございます。

1 番でございます。

対象となる農地の所在は、及川字柳流 13 筆、登記地目は全て田、合計面積は 5,241 平方メートルです。

なお、過去に農地転用済みの同所同字 1 筆、登記地目は雑種地の土地を含めて、申請地と一体利用予定となっております。

受人は、東京都荒川区西日暮里 2 丁目の株式会社 N 代表取締役 O さん、渡人は及川にお住まいの P さん外 5 人です。

本申請は、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターが 300 メートル以内に存する第 3 種農地です。

受人は東京都荒川区西日暮里に事業所を置く不動産会社であり、申請地を駐車場として転用し、他者へ賃貸するものです。

申請地を使用する賃借人は、長谷に事業所を置き、主に運送事業を営む有限会社 Q で、現在、貨物車を駐車できる既存施設は厚木市内南部に数箇所存在しておりますが、物流事業の働き方改革関連法の施行により、運搬トラックドライバー 1 人あたりの労働時間の短縮を図るべく、より柔軟性のある車両運用のため、運行拠点の分散及び大型化が必要となります。

つきましては、市内において新たに大型トラック 30 台分及び従業員用駐車場 16 台分の駐車場が必要となり、賃借人から受人に対し駐車場賃貸の依頼があったものです。

なお、申請地は、賃借人が駐車場として使用するうえで最適な面積であること、また、運搬トラックドライバーの労働時間の短縮を図るなど事業効率向上の観点から、新たな拠点として、事業所等既存施設と同じ市内のなかでも、賃借人の取引先の関係から、愛川町や相模原市等神奈川県北部方面、また、西東京、山梨県、埼玉県及び長野県等へのアクセスが良い場所とする必要があり、賃借人から依頼された受人が申請地を選定し申請されたものです。

申請地に接する農地はございませんが、東側及び西側は道路、南側は国道に接する出入口以外は宅地、北側は水路に接しております。

南西側の隅に出入口を設け、全面転圧・砕石敷きし、駐車場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口及び既存の擁壁が設置されている南側宅地以外の全てに、緑地を設置し、緑地から斜度30度以内の法を、また、法下には50センチメートルほどの平地を設け、土地境界沿いには地先境界ブロックの上部が申請地内の地面高より高くなるように新設することで、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和7年1月7日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

加えて、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は24件、38筆、合計集積面積は、24,421.72平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が23件、37筆、23,454.72平方メートル、賃借権設定が1件、1筆、967平方メートルでございます。

現況地目別では、田が14筆、7,190平方メートル、畑が24筆、17,231.72平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が3件、普通畑が21件となっております。

契約期間は、3年間が23件、9年間が1件。

新規設定が6件、更新設定が18件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

令和7年1月27日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
